

7. セーフティーネットの構築

建設投資の減少に伴う建設業就業者の離職対策等、聖域なき構造改革を円滑に推進するために必要となるセーフティーネットの整備に努める。

(1) 厚生労働省等と連携した労働移動の円滑化の促進

建設産業の構造改革に伴う円滑な労働移動に係るプロジェクトチーム及び建設業雇用問題協議会において、業界団体や厚生労働省等と連携し、官民を挙げた対策を早急にとりまとめる。

(2) 建設業におけるセーフティーネット

(施策例)

- ・ リフォーム、建設リサイクル等の新分野に進出する企業に対する支援方策の構築
- ・ 熟練技能工の活用方策や効率的で質の高い建設技能等の継承・発展方策の構築

(3) 住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策の拡充

住宅金融公庫の住宅ローン返済困難者対策の適用期限(平成13年度末)を延長するとともに、元金据置期間の延長等の特例措置の拡充を行う。

(4) 新市場・新産業の育成整備 (P38)